

内航海運業報告規則

〔平成17年1月20日
国土交通省令第2号〕

(趣旨)

第1条 内航海運業法（以下「法」という。）第25条第1項（同法第27条において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この省令において「内航海運業者」とは、法第7条第1項に規定する内航海運業者をいう。

(報告書の提出)

第3条 内航海運業者は、国土交通大臣に次の表の上欄に掲げる報告書を同表の下欄に掲げる時期に提出しなければならない。

事業年度ごとの事業概況報告書（第1号様式）	毎事業年度の経過後100日以内
決算期ごとの財務諸表	毎決算期の経過後100日以内

2 前項の財務諸表は、貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

- 一 内航海運業損益明細表（第2号様式）
- 二 固定資産明細表（第3号様式）

(臨時の報告)

第4条 内航海運業者又は法第3条第2項の届出をした者は、前条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）からその事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(報告書の経由)

第5条 この省令の規定により国土交通大臣に報告書を提出するときは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣又は地方運輸局長に報告書を提出するときは、主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由することができる。

附 則

この省令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行し、第三条の規定は、平成十七年四月一日以降に開始する事業年度及び決算期に係る報告書について適用する。

内航海運業法施行規則等運用方針（抜粋）

内航海運業法（昭和 27 年法律第 151 号）（以下「法」という。）、内航海運業法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 42 号）（以下「則」という。）及び内航海運業報告規則（平成 17 年国土交通省令第 2 号）の運用については、次によるものとする。

[13] 報告書の提出（内航海運業報告規則）

1. 報告書の種類

提出する報告書は、次のとおり。

イ 営業概況報告書（報告規則第 1 号様式）

ロ 貸借対照表

ハ 損益計算書

ニ 内航海運事業損益明細表（報告規則第 2 号様式）

ホ 固定資産明細表（報告規則第 3 号様式）

2. 報告書の提出時期（報告規則第 3 条）

1. の報告書にあっては、下記のとおり提出させること。

(1) 1. イ …… 每事業年度の経過後 100 日以内。

(2) 1. ロ、ハ、ニ、ホ …… 毎決算期の経過後 100 日以内。

3. 報告書の提出部数

報告書は、1 通提出させること。

4. 本省への送付

報告書を受理した局は、受理した報告書を本省に送付すること。

5. 内航海運事業損益明細表（報告規則第 2 号様式）、固定資産明細表（報告規則第 3 号様式）の記載要領

それぞれの科目に記載する内容は次のとおり。

（内航海運事業損益明細表）

科 目				記 載 内 容
営業損	営業収益	内航海運業	内	運賃（運送契約に係る運賃）
				内航運送をする事業に係る運送契約に基づき收受する運賃収入（運航受託船に係る運賃収入を除く。）
				運賃（運航委託契約に係る運賃） 内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が運航委託契約に基づき内航海運業の用に供する船舶（以下、「内航貨物船」という。）の運航を内航運送をする事業を営む者へ委託した場合に收受する運賃収入

益 収 益	貸船料	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が定期傭船契約又は裸傭船契約に基づき内航貨物船を内航海運業を営む者へ貸渡した場合に收受する傭船料収入
	運航受託手数料	内航運送をする事業を営む者が、運航受託契約に基づき内航運送の用に供される船舶の運航を受託した場合に、内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者から收受する運航受託手数料
	船舶管理業収益	内航運送の用に供される船舶を管理する事業を営む者が、定期傭船契約又は船舶管理契約に基づき、管理する船舶を他の内航海運業者に引き渡した場合に收受する傭船料収入又は船舶管理収入
	その他の内航海運業収益	上記以外の内航海運業に係る収益
	計	運賃(運送契約に係る運賃)、運賃(運航委託契約に係る運賃)、貸船料、運航受託手数料、船舶管理収益、その他内航海運業収益の合計
	その他の海運業収益	内航海運業以外の海運業に係る収益
	その他の事業収益	海運業以外の貨物運送取扱事業、ビル賃貸業、倉庫業などの兼業事業に係る収益

営業収益合計				内航海運業収益、その他の海運業収益、その他の事業収益の合計
営業費	内航費	運航費用	貨物費	内航運送の用に供される船舶のダンネージ費用、船内清掃料、貨物斡旋手数料、船内及び沿岸荷役費、船賃、検査料など貨物の輸送に伴って発生する費用
			燃料費	内航運送の用に供される船舶の燃料及び助燃剤に係る費用(積込費用、容器代その他の附帯費用を含む。)
			港 費	内航運送の用に供される船舶の入出港・停泊に伴って生ずる費用で水先料、曳船料、通船料、海運代理店手数料、岸壁使用料、入港料など船舶の出入停泊のため港を利用することにより発生する費用
			その他の運航費	上記以外の運航費
			計	貨物費、燃料費、港費等の貨物の輸送に伴って発生する費用の合計

船 費	船員費	内航貨物船の船員に対する給料、諸手当、食料費、福利厚生費、旅費、交通費、船員保険料、退職金、退職給付引当金及び賞与引当金繰入額
	船舶減価償却費	内航運送の用に供される船舶について支払った減価償却費
	その他の船費	上記以外の船費
	計	船員費、船舶減価償却費等の内航船舶の所有及び維持管理に伴って発生する費用の合計
	借船料	内航海運業を営む者が定期傭船契約又は裸傭船契約に基づき内航運送の用に供される船舶を当該船舶の貸渡しをする事業を営む者から借り受けた場合に支払う傭船料
	運航委託手数料	内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が運航委託契約に基づき、当該船舶の運航を委託した場合に内航運送をする事業を営む者に支払う運航委託手数料
	船舶管理業費用	内航海運業を営む者や内航運送の用に供される船舶の貸渡しをする事業を営む者が船舶管理契約に基づき、当該船舶の管理をする事業を営む者に支払う船舶管理業費用
	その他の内航海運業費用	上記以外の内航海運業に係る費用
	計	運航費、船費、借船料、運航委託手数料、船舶管理業費用、その他内航海運業費用の合計
	その他の海運業費用	内航海運業以外の海運業に係る費用
営 損 業 益 外	その他の事業費用	海運業以外の貨物運送取扱事業、ビル賃貸業、倉庫業などの兼業事業に係る費用
	一般管理費	一般管理業務に関して発生する費用、役員報酬、陸上従業員に対する給与などの費用
	営業費用合計	内航海運業費用、その他の事業費用、一般管理費の合計
	営業損益	営業収益から営業費用を引いた数字
	営業外収益	預金の利息、株式の配当、営業活動以外で生じた雑収入、有価証券売却益などの収益
	営業外費用	借入金の利息、手形の割引料、営業活動以外で生じた雑損失、有価証券売却損などの損失
経常損益		営業損益、営業外損益の合計

特別利益	船舶売却益	船舶を売却した場合、減価償却後の帳簿価格と売却価格との差益
	その他の特別利益	船舶売却益以外の臨時利益
	計	船舶売却益等の臨時利益
特別損失	船舶売却損	船舶を売却した場合、減価償却後の帳簿価格と売却価格との差損
	その他の特別損失	船舶売却損以外の臨時損失
	計	船舶売却損等の臨時損失
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	経常損益から特別損益を引いた数字	
法人税等	法人税、住民税及び事業税の合計	
法人税等調整額	税効果会計を適用する法人のみ記入	
当期純利益（当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税等を引き、法人税等調整額を足した数字	
前期繰越利益金（前期繰越損失金）	前期繰越損益	
損益合計	当期純利益（当期純損失）と前期繰越利益金（前期繰越損失金）の合計	
剩余金処分	利益準備金、配当金、役員賞与金、任意積立金等の合計	
欠損金処理	任意積立金取りくずし額等の合計	
当期末処分利益（当期末処理損失）	損益合計から剩余金処分を引いて欠損金処理を加えた数字	

(単位：千円)

償却不足額	当期において税法上損金算入が認められる船舶の減価償却限度額に当期の船舶の減価償却額が満たない場合、その不足額
-------	--

(固定資産明細表)

資産の種類		記載内容
固定資産	固定資産	有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等の資産
	(うち船舶)	船舶の残存簿価